

身体的拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人やまなし勤労者福祉会
グループホームわがや

1、身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 施設としての理念

①身体拘束の原則禁止

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を奪うことに繋がりがねない行為です。(事業所名〇〇〇〇)では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努めます。

②身体的拘束に該当する具体的な行為

<介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- (1) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転倒しないように、ベッドや体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッド柵(サイドレール)で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

③ 身体拘束適正化の3要件

- ① 切迫性：利用者本人又は、他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

④目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用者の様態や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 施設としての方針

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下の事に取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に務めます。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないように務めます。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行います。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行いません。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りを行い、利用者に主体的な生活をしていただけるように務めます。

2、身体拘束適正化委員会その他法人内の組織に関する事項

当法人では、身体拘束等の適正化に取り組むにあたって「身体拘束適正化検討委員会」を設置します。

① 身体的拘束適正化委員会の開催

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体的拘束適正化検討委員会(委員会)を設置し、本施設で身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体的拘束を実施していた入居者に係る状況の確認を含みます。委員会は3月に1回以上の頻度で開催します。特に、緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。その結果について、職員に周知徹底を図ります。

(2) 身体拘束適正化検討委員会の構成委員

身体拘束適正化担当者と中心に事業所管理者をはじめ、多職種(看護職員、介護職員、生活相談員など)で構成する。その他、必要に応じて委員を指名し参加要請をする。

(3) 身体的拘束適正化検討委員会の役割

- ア) 身体拘束について報告するための様式を整備すること。
- イ) 従業者は身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。

- ウ) 身体的拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。
- エ) 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- オ) 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- カ) 適正化策を講じた後に、その結果について検証すること。

(4) 身体的拘束適正化の担当者の選任

- ① 身体拘束適正化の担当者は、委員会の開催・指針の整備・研修の実施など適切にするため、専任の担当を置く。
- ② 担当者は、事業所で選任する。
- ③ 身体拘束適正化委員会の責任者と同一者にする。

(5) 委員会の検討項目

- ① 前回の振り返り
- ② 3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認
- ③ (身体的拘束を行っている入居者がいる場合)
3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。
- ④ (身体的拘束を開始する検討が必要な利用者がいる場合)
3要件の該当状況、特に代替案について検討します。
- ⑤ (今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合)
今後医師、家族等との意見調整の進め方を検討します。
- ⑥ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ⑦ 今後の予定(研修・次回委員会)
- ⑧ 今回の議論のまとめ・共有
身体拘束等の適正化について施設全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束を行わない支援方法を検討することを目的とします。

3、身体拘束等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

本人又は利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は以下の手順に従って実施します。

① 適正性の検討

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会を中心に、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

② 利用者本人や家族に対しての説明および同意

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、身体拘束の内容・目

的・理由・拘束時間又は・期間・場所・改善に向けた取り組み方法について検討し利用者本人・家族に対し詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

③ 記録と再検討

事前に作成した記録様式に、身体拘束の様子、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録します。

④ 拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告いたします。

4、身体拘束が発生した場合の報告方法等に関する基本方針

- ① 身体拘束が発生した場合は、報告様式を用いて速やかに県及び市町村に報告するとともに、原因・結果を取りまとめ、適正性の検討を行います。
- ② 身体拘束を行った利用者の様態及び時間、心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由(3要件)を記録し、少なくとも5年間保管します。

5、身体的拘束等の適正化のための職員教育・研修に関する基本方針

職員に対する身体拘束等の適正化のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、身体的拘束等の適正化を徹底する内容とし、以下の通り実施します。介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修(年2回以上)の実施
- ② 新任職員への研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管

6、当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

7、その他

身体的拘束適正化のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

付則

2018年5月1日より施行

2024年3月31日 「6.指針の閲覧」「7.その他」項目を追記